

平成21年度から移譲を受けている県の事務・権限の一部

詳細については所管課へ問い合わせください。

移譲する主な事務（【 】は法令名）	問い合わせ先（所管課）
<b>1 ガス用品の販売事業者への立入検査等に関する事務</b> 【ガス事業法】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 販売事業者からの報告徴収</li><li>・ 販売事業者への立入検査</li><li>・ ガス用品の提出命令</li></ul>	消防局予防課 危険物安全担当 ☎ 2 2 - 8 8 8 4
<b>2 都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関する事務</b> 【都市計画法】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 都市計画事業認可後の事業地内における建築の許可及び許可に係る施工者からの意見聴取</li></ul>	土木部都市計画課 計画担当 ☎ 2 3 - 2 7 6 2